

山口県報

平成27年
3月31日
(火曜日)

目 次

○教委規則

山口県教育委員会会議規則の一部を改正する規則……………一

山口県教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則……………一

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則……………二

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則……………二

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則……………二

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………三

教育委員会が任命する現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………三

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則……………三

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………三

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則……………四

山口県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則……………四

○教委訓令

山口県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令……………四

山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令……………四

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令……………五



山口県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二号

山口県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会会議規則（昭和三十一年山口県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条」を「第十六条」に改める。

第二章を削り、第三章中第四条を第二条とする。

第五条第二項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第三条とする。

第六条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第四条とする。

第七条第二項中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第五条とする。

第八条第一項及び第二項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第六条とする。

第九条中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第七条とする。

第十条の見出し中「かかる」を「係る」に改め、同条中「かかる」を「係る」に、「さきだつて」を「先立つて」に改め、同条を第八条とし、第十一条を第九条とし、第三章を第二章とする。

第十四条中第十二条を第十条とする。

第十三条中「委員長」を「教育長」に、「のべる」を「述べる」に改め、同条を第十

一条とし、第十四条を第十二条とし、第四章を第三章とする。

第十五条第二項第十一号中「委員長」を「教育長」に改め、第五章中同条を第十三条とする。

第十六条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第十四条とし、第五章を第四章とする。

第十七条中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、第六章中

同条を第十五条とし、同章を第五章とする。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山口県教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第三号

山口県教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会会議傍聴規則（昭和六十三年山口県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条」を「第九条」に改める。

第三条、第五条第二項及び第六条中「委員長」を「教育長」に改める。

別記様式の(裏)中「~~議決~~」を「~~議決~~」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第四号

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第十八条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第八条の見出しを「（教育委員会の会議等）」に改め、同条中「教育委員会の委員長の選挙、」を削る。

第九条中「第十八条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第十一条の表教育政策課の項中「秘書班」を「秘書班 学校運営班」に改め、同表学校安全・体育課の項中「学校安全班 児童生徒支援班」を「学校安全管理班」に、「学校体育班」を「学校体育班 高校総体推進班」に改める。

第十二条の表義務教育課の項第六号中「教育職員」を「学校職員」に改め、同表学校安全・体育課の項第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 全国高等学校総合体育大会の総合調整に関すること。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第五号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和五十二年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項及び第三項」に改める。

第二条に次の一項を加える。

3 教育長は、前二項の規定により委任された事務の管理及び執行の状況について、教育委員会の会議において必要な事項を教育委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第六号

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則（昭和四十三年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

別表第二の一 組織上の職の表本庁の項中「教育長をたすけ、上司」を「教育長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第七号

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和四十六年山口県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「介護休暇」の下に、「子育て支援部分休暇」を加え、同条中「第十七条」を「第十八条」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

教育委員会が任命する現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第八号

教育委員会が任命する現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会が任命する現業職員の育児休業等に関する規則（平成四年山口県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「おける休暇」の下に「及び職員（育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十七条の規定による勤務を含む。）をしている職員を除く。）が小学校（第一学年から第三学年までに限る。）に就学している子を養育するため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇」を加える。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第九号

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年山口県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

付則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立防府商業高等学校の項を削り、同表山口県立西京高等学校の項中「

会計科目	3	—
------	---	---

」及び「全日制課程会計科目は、平成25年度から生徒募集を

停止する。」を削り、同表山口県立美祢高等学校の項及び山口県立青嶺高等学校の項を削り、別表の4の表山口県立岩国総合支援学校の項中「25」を「31」に改め、同表山口県立田布施総合支援学校の項中「52」を「38」に改め、同表山口県立周南総合支援学校の項中「14」を「20」に改め、同表山口県立徳山総合支援学校の項中「27」を「38」に改め、同表山口県立防府総合支援学校の項中「41」を「38」に改め、同表山口県立山南総合支援学校の項中「35」を「27」に改め、同表山口県立山口総合支援学校の項中

「38」を「28」に改め、同表山口県立宇部総合支援学校の項中「69」を「57」に改め、同表山口県立下関南総合支援学校の項中「30」を「35」に改め、同表山口県立下関総合支援学校の項中「36」を「39」に改め、同表山口県立萩総合支援学校の項中「30」を「22」に改める。

附 則
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山口県立高等学校全日課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会規則第十一号

山口県立高等学校全日課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校全日課程の通学区域に関する規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一厚狭学区の項中

山口県立美祢高等学校	を削る。
山口県立青嶺高等学校	

を削る。

別表第二中 山口県立美祢高等学校 を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山口県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会規則第十二号

山口県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

山口県文化財保護条例施行規則（昭和四十年山口県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別記第七号様式（その二）中「廿四本施」を「廿四本」に改め、同様式の備考2中「廿四本」を「廿四」に改め、同備考3を削る。

附 則
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第一号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

山口県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会公印規程（昭和三十一年山口県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表中

委員長印	山口県教育委員会委員長印	二五	一	長	教育政策課
委員長職務代理者印	山口県教育委員会委員長職務代理者印	二五	一	長	教育政策課

を削る。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第二号

庁 中 一 般
学 校 を 除 く 各 教 育 機 関

山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日
印刷發行

發行人所

山口県知事